

京都市消防局訓令乙第8号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防震災警防規程の全部を次のように改正する。

令和3年3月30日

京都市消防局長 山内 博貴

京都市消防震災警防規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、京都市消防局及び京都市消防団（以下「消防団」という。）が実施する地震による災害を警戒し、及び防除する警防活動について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 震災 地震により発生する火災、救助事故、救急事故等の災害をいう。
- (2) 震災警防態勢 震災に対応するために敷く特別な警防態勢をいう。
- (3) 震災警戒警防態勢 気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合に敷く警防態勢をいう。
- (4) 局震災警防本部 震災警防態勢又は震災警戒警防態勢にある局警防本部をいう。
- (5) 署震災警防本部 震災警防態勢又は震災警戒警防態勢にある署警防本部をいう。
- (6) 消防団震災警防本部 震災警防態勢にある消防団の本部をいう。
- (7) 分団震災警防本部 震災警防態勢にある消防団の分団をいう。
- (8) 防災関係機関 京都府、京都府警察本部、自衛隊、京都市地域防災計画に係りのある指定地方行政機関、指定公共機関等をいう。
- (9) 意思決定支援システム 消防署所等に設置した震度計の情報により、地震による被害の状況を予測する電子計算機処理システムをいう。

(局長の責務)

第3条 消防局長（以下「局長」という。）は、震災の実態を把握し、これに対応する震災警防態勢を確立するものとする。

(署長の責務)

第4条 消防署長（消防分署長を含む。以下「署長」という。）は、管轄区域（消防分署の担当区域を含む。）の区役所及び区役所支所並びに防災関係機関との相互連絡及び協調に努め、震災に対する災害活動（以下「震災活動」という。）の対策の樹立及び円滑な遂行に努めるものとする。

(職員の責務)

第5条 消防職員（以下「職員」という。）は、地震及び震災に関する知識並びに震災活動に必要な技術の習得に努めなければならない。

(事前計画の樹立)

第6条 局長及び署長（以下「局長等」という。）は、効率的な局震災警防本部及び署震災警防本部（以下「震災警防本部」という。）の運用並びに震災活動を行うため、震災活動計画を樹立するものとする。

2 前項の震災活動計画は、次に掲げる計画をもって構成するものとする。この場合において、当該計画の樹立に関し必要な事項は、別に定める。

- (1) 非常召集計画
- (2) 震災警防本部編成計画
- (3) 高所見張計画
- (4) 情報収集計画
- (5) 震災警防本部運用計画
- (6) その他震災活動上必要な計画

3 局長等は、必要があると認めるときは、速やかに前項各号に掲げる計画を変更するものとする。

(関係資料等の整備)

第7条 所属長（消防分署長を含む。以下同じ。）は、常に、震災に即応することができるよう必要な関係資料、関係書類等を整え、直ちに使用することができるよう保管しておくものとする。

(機械等の調達のための措置)

第8条 局長は、震災活動に必要な機械及び器材（以下「機械等」という。）の調達に関し、防災関係機関との協議、協定の締結等必要な措置をあらかじめ講じておくものとする。

(震災警防態勢の区分)

第9条 震災警防態勢は、次に掲げるとおり区分する。

- (1) 第1号震災警防態勢
- (2) 第2号震災警防態勢
- (3) 第3号震災警防態勢

(震災警防態勢の発令)

第10条 局本部長は、次の表の左欄に掲げる発令基準に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる震災警防態勢を発令するものとする。

発 令 基 準	震 災 警 防 態 勢
市内に震度4の地震が発生した場合で、局本部長が第1号震災警防態勢による対処が必要であると認めたとき。	第1号震災警防態勢
市内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき。	第2号震災警防態勢
(1) 市内に震度6弱以上の地震が発生したとき。 (2) 第1号震災警防態勢又は第2号震災警防態勢において、局本部長が第3号震災警防態勢による対処が必要であると認めたとき。	第3号震災警防態勢

2 前項の命令に関し、緊急を要する場合は、次の表の左欄に掲げる震災警防態勢に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる発令代行者が発令することができる。

震 災 警 防 態 勢	発 令 代 行 者
第1号震災警防態勢	(1) 司令部長 (2) 通信指令班長（京都市消防局災害活動組織の編成及び運用に関する規程（以下「編成運用規程」という。）第15条第1項の規定により代行する者を含む。以下この表において同じ。）
第2号震災警防態勢	(1) 司令部長 (2) 通信指令班長（市内に震度5弱以上の地震が発生した場合に限る。）
第3号震災警防態勢	

(震災警防本部の組織、編成等)

第11条 震災警防本部の組織及び編成は、次の表の左欄に掲げる震災警防態勢に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

震 災 警 防 態 勢	震 災 警 防 本 部 の 組 織 及 び 編 成
第1号震災警防態勢	編成運用規程第3条第2号に規定する第1号警防態勢に準じる。
第2号震災警防態勢	編成運用規程第3条第3号に規定する第2号警防態勢に準じる。

第3号震災警防態勢	編成運用規程第3条第4号に規定する第3号警防態勢に準じる。
-----------	-------------------------------

2 局本部長は、必要があると認めるときは、署本部長が行う署震災警防本部の編成等について、編成の順位、部隊数、配置署所等の変更を指示するものとする。

(震災警防態勢の変更)

第12条 局本部長は、震災の状況等に応じ、震災警防態勢を変更（第10条の規定による変更を除く。）するものとする。

2 前項の場合において、局本部長は、震災の状況等から必要があると認めるときは、震災警防本部の組織及び編成から班又は部隊の一部を減じるものとする。

(震災警防態勢の解除)

第13条 局本部長は、震災の状況等から、震災警防態勢を要しないと認めるときは、これを解除するものとする。

(非常召集の発令等)

第14条 局本部長は、震災警防態勢を発令したときは、震災警防本部の要員（以下「要員」という。）を確保するため、非常召集を発令するものとする。

2 前項の規定による非常召集の発令は、震災警防態勢の発令をもって代えるものとする。

3 所属長は、第1項の規定により非常召集が発令されたときは、災害活動以外の事務を縮小し、又は停止し、当該事務に従事していた職員を要員に充て、なお不足する要員について召集するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、気象庁が市内に震度5弱以上の地震が発生した旨を発表したときは、第10条に規定する発令基準に基づき、全ての職員に対する第2号震災警防態勢又は第3号震災警防態勢に係る非常召集の発令があったものとみなす。

(職員の応召)

第15条 非常召集の伝達を受けた職員は、速やかに当該職員が勤務する所属に応召するものとする。ただし、勤務する所属へ応召することができないときは、最寄りの所属に応召するものとする。

2 局本部長は、必要と認める職員について、当該職員が勤務する所属以外の所属を応召場所として指定するものとする。

3 職員は、常に、連絡態勢を確保するとともに、迅速な応召に必要な交通手段、携帯品等を準備し、非常召集に備えておかななければならない。

(地震発生時の初動措置)

第16条 局本部長及び署本部長（以下「局本部長等」という。）は、市内に震度4以上の地震が発生したときは、直ちに別に定める初動措置を職員に実施させるものとする。

(震災警防態勢発令時の初動活動)

第17条 局本部長等は、震災警防態勢が発令されたときは、直ちに別に定める初動活動を要員に実施させるものとする。

(活動の原則)

第18条 震災活動は、次に掲げるところにより実施するものとする。

- (1) 震災の状況等に応じ、消防力を効率的に運用し、人命の安全確保及び被害の軽減を図ることを目的とする。
- (2) 災害が複合的かつ同時多発的に発生することを念頭に置き、自己及び自己の部隊の持つ能力を最大限に発揮し、効果的な震災活動を実施する。
- (3) 消防団と協同活動を行うとともに、防災関係機関との連携を図る。

(活動の方針)

第19条 局本部長は、意思決定支援システムによる被害状況の予測結果、震災の状況等に基づき、次に掲げる震災活動の方針を決定するものとする。

- (1) 火災重点対応 消火活動に重点を置いた活動を実施する。
- (2) 全災害対応 全ての災害に対応した活動を実施する。

2 局本部長は、決定した方針を直ちに指令電話、業務用無線及び大規模災害情報共有システムにより署本部長に通知するものとする。

3 前2項の規定は、当該方針を変更する場合について準用する。

(部隊運用)

第20条 局本部長は、震災警防態勢の発令時の部隊運用を統括して実施するものとする。

ただし、局震災警防本部による部隊運用が著しく困難となったときは、署震災警防本部に部隊運用を行わせるものとする。

2 前項の場合において、署本部長は、人命の安全確保、延焼状況等を考慮し、署震災警防本部の部隊（以下「所属部隊」という。）を必要な災害に出動させるものとする。

(部隊の重点配備)

第21条 局本部長は、意思決定支援システムによる被害状況の予測結果、震災の状況等に基づき、被害が集中することが予測される地域又は被害が集中して発生している地域

に対し、部隊の重点配備を行うものとする。

(災害出動の原則)

第22条 災害出動（以下「出動」という。）は、京都市消防局指令管制規程（以下「指令規程」という。）第15条に規定する出動計画によるほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 局本部長は、震災活動の方針に基づき、部隊及び指揮者に対し出動を命じる。
- (2) 指揮者は、通信のふくそう等により、出動の命令を受けることができないときは、延焼状況、人命に対する危険等を考慮したうえで、自らの判断により出動し、以後速やかに局本部長に報告する。
- (3) 署本部長は、第20条に規定する署震災警防本部による部隊運用を行うときは、延焼状況、人命に対する危険等を考慮したうえで、所属部隊を出動させ、以後速やかに局本部長に報告する。
- (4) 局本部長は、前2号の規定による報告を受けたときは、当該出動を命じたものとして、事後に出動の命令を発するものとする。

(本部長及び班の要員の出動)

第23条 局本部長等及び震災警防本部の班の要員は、別に定める場合を除き、出動しないものとする。ただし、局本部長が震災及び震災活動の状況等から、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、統括指揮隊、南部本部救助隊、特別装備隊（消防学校支援課に配置の部隊を除く。）及び署指揮隊について準用する。ただし、応召者等によりこれらの部隊が編成された場合は、この限りではない。

(震災活動における指揮)

第24条 震災活動における指揮は、京都市消防局警防規程第7条の規定にかかわらず、震災の状況等に応じ、別に定める最高指揮者により行うものとする。

(部隊等の増強要請)

第25条 最高指揮者は、災害現場の状況から部隊等の増強が必要であると認めるときは、必要な部隊数、部隊の種類、機械等を明確にし、局本部長に要請するものとする。

(情報収集活動の原則)

第26条 局本部長等は、震災活動に必要な情報を迅速かつ的確に収集するものとする。

2 署本部長は、収集した情報を整理し、局本部長及び区災害対策本部の区本部長（支所本部長を含む。以下「区本部長」という。）に報告するものとする。

3 局本部長は、収集した情報を分析し、震災活動の方針決定等に活用するものとする。  
(収集情報の報告等)

第27条 局本部長は、収集し、又は分析した情報を、逐次、京都市災害対策本部の本部長（以下「市本部長」という。）に報告するものとする。

2 局本部長は、前項の情報のうち、必要があると認める情報を、署本部長に伝達するものとする。

(通信の統制)

第28条 局本部長は、指令規程第13条の規定により、震災の状況等に応じて、消防通信（京都市消防局通信規程（以下「通信規程」という。）第2条第2号に規定する通信をいう。以下同じ。）を統制するものとする。

2 消防通信の統制について必要な事項は、別に定める。

(消火活動の原則)

第29条 消火活動は、火災の状況等に応じ、次に掲げるところにより実施するものとする。

- (1) 火災に対しては、速やかに必要な部隊を投入し、鎮火又は延焼阻止を図る。
- (2) 複数の火災が拡大したときは、火災の規模、延焼状況、気象状況、消防水利の状況、運用可能な消防力、地域の特性等から判断し、効率的な部隊運用を行い、全市的な観点からの被害軽減を図る。
- (3) 市街地の大規模な火災に対しては、延焼状況、気象状況、消防水利の状況及び耐火建物、公園、道路、河川等が有する延焼を抑制する機能並びに運用可能な消防力を勘案して延焼阻止線を設定し、市内全体への延焼防止、避難路の確保等を行う。

(救助活動の原則)

第30条 救助活動は、原則として、多数の人命に対する危険が予想される災害現場を優先して実施するものとする。

2 次の各号に掲げる部隊による救助活動は、それぞれ当該各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 救助隊 高度救助用資機材等の活用を必要とする災害現場を優先する。
- (2) 消防隊 延焼状況から、著しく人命に対する危険が高いと判断される災害現場を優先する。

(救急活動の原則)

第31条 救急活動は、次に掲げるところにより実施するものとする。

- (1) 救急救命処置を優先する。
- (2) 緊急度が高いと判断される災害現場等を優先する。
- (3) 多数の傷病者が発生している災害現場等においては、応急救護所を設置し、傷病者の傷病程度の確認及び選別並びに応急処置を行う。
- (4) 傷病者の救急搬送は、緊急度が高いと判断される傷病者を優先する。
- (5) 保健福祉局及び医療機関と連携する。

(航空機隊の活動)

第32条 航空機隊は、別に定めるもののほか、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 震災の状況等の情報収集
- (2) 救助活動及び傷病者の搬送
- (3) 人員及び機械等の搬送
- (4) 住民等に対する広報活動
- (5) その他局本部長が必要と認める活動

(応援の要請)

第33条 局本部長は、震災の状況等から、現有の消防力で対処することができないと認めるときは、速やかに他の消防機関等に対し、緊急消防援助隊その他の応援部隊（以下「応援部隊」という。）の応援の要請を行うものとする。

(応援部隊の受入れ)

第34条 局本部長は、応援部隊が活動する災害現場及び活動方針を指示するほか、応援部隊に対する総括的な指揮を行うものとする。

2 局本部長は、応援部隊の規模に応じた受援体制を確立し、応援部隊が円滑な災害現場活動を実施することができるよう措置するものとする。

(広報活動)

第35条 局本部長等は、震災の状況等に応じ、消防団、本市の関係部局（以下「市関係部局」という。）及び防災関係機関と連携し、住民等に対する広報活動を実施するものとする。

(避難勧告等)

第36条 最高指揮者は、震災の状況等により、住民等を避難させる必要があると認めるときは、直ちに局本部長等に報告するものとする。



2 局本部長は、前項の報告を受けたときは、直ちに市本部長に報告するとともに、必要な助言を行うものとする。ただし、市本部長が行う避難の勧告又は指示（以下「避難勧告等」という。）を待ついとまがないと認めるときは、避難勧告等を発令し、直ちに市本部長に報告するものとする。

3 署本部長は、第1項の報告を受けたときは、直ちに局本部長、区本部長及び所轄の警察署長に報告するとともに、必要な助言を行うものとする。ただし、市本部長、局本部長又は区本部長が行う避難勧告等を待ついとまがないと認めるときは、避難勧告等を発令し、直ちに局本部長、区本部長及び所轄の警察署長に報告するものとする。

(避難勧告等の伝達)

第37条 局本部長等は、消防団、市関係部局及び防災関係機関と連携し、避難勧告等の伝達を行うものとする。

2 署本部長は、避難勧告等の伝達後の広域避難場所等の情報収集及び避難者への情報提供のため、署震災警防本部の班の要員を派遣するものとする。

(機械等の補給等)

第38条 局本部長は、震災の状況等により、現有の機械等が不足し、又は不足するおそれがある場合で、災害現場等から機械等の補給の要請があったとき又は要請のあることが予測されるときは、第8条の規定による措置その他必要な措置を講じて、機械等の調達を行い、速やかに災害現場等へ補給するものとする。

(消防用緊急通行車両の円滑な通行)

第39条 局本部長等は、災害対策基本法第76条の3第4項に規定する消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するための措置をとったときは、別に定めるところにより必要な処理を行うものとする。

(職員に対する措置)

第40条 局本部長等は、職員が震災活動に専念することができるよう、別に定めるところにより必要な措置を講じるものとする。

(庁舎等の応急措置)

第41条 局本部長等は、地震により庁舎、車両、消防通信施設（通信規程第2条第1号に規定する通信施設をいう。）等に被害が発生したときは、その状況を速やかに調査し、震災活動の支障とならないよう必要な応急措置を講じるものとする。

(消防団の事前計画の樹立)

第42条 消防団長（以下「団長」という。）及び分団長（以下「団長等」という。）は、署長と協議したうえ、消防団震災活動計画を樹立するものとする。

2 消防団震災活動計画は、次に掲げる計画をもって構成するものとし、当該計画の樹立に関し必要な事項は、別に定める。

(1) 非常召集計画

(2) 消防団震災警防本部及び分団震災警防本部（以下「団震災警防本部」という。）の編成計画

(3) 団震災警防本部の運用計画

(4) その他震災活動上必要な計画

(団震災警防本部の組織及び編成)

第43条 団長等は、震災警防態勢が発令されたときは、団震災警防本部を設置するものとする。

2 団震災警防本部の組織及び編成は、別に定める。

(団震災警防本部の変更及び解除)

第44条 団長等は、震災警防態勢の区分が変更されたときは、当該区分に応じた団震災警防本部の組織及び編成に変更するものとする。

2 団長等は、震災警防態勢が解除されたときは、団震災警防本部を解除するものとする。

(団員の非常召集)

第45条 消防団員（以下「団員」という。）の非常召集は、次の各号に掲げる震災警防態勢の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる団員（区分）について行うものとする。

(1) 第1号震災警防態勢 団員の一部（第1号召集）

(2) 第2号震災警防態勢 団員の半数（第2号召集）

(3) 第3号震災警防態勢 団員の全部（第3号召集）

2 前項に規定するもののほか、団員の非常召集に関し必要な事項は、別に定める。

(団員の地震発生時の初動措置)

第46条 団員は、市内に震度4以上の地震が発生したときは、直ちに別に定める初動措置を実施するものとする。

(消防団の活動)

第47条 団員は、震災警防態勢が発令されたときは、第42条第1項に規定する消防団震災活動計画に基づく活動及び別に定める活動を実施するものとする。

2 局本部長等及び団長は、震災の状況等により、必要があると認めるときは、団員に対し、前項の規定による活動以外の活動及び管轄区域外における活動を命じることができる。

(震災警戒警防態勢の発令等)

第48条 局本部長は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表したときは、震災警戒警防態勢を発令するものとする。この場合において、震災警防本部の組織及び編成は、次の表の左欄に掲げる震災警防本部に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

震災警防本部	震災警防本部の組織及び編成
局震災警防本部	編成運用規程第3条第1号に規定する平常警防態勢に、局本部長が必要と認める班を編成する。
署震災警防本部	編成運用規程第3条第1号に規定する平常警防態勢に準じる。

2 局本部長は、震災警戒警防態勢の発令中に、市内に震度5弱以上の地震が発生したときは、第10条の規定により震災警防態勢を発令するものとする。

(震災警戒警防態勢の解除等)

第49条 局本部長は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査終了）を発表したとき、又は震災警戒警防態勢の発令後おおむね1週間が経過し、震災警戒警防態勢を要しないと認めるときは、これを解除するものとする。

(要員の確保及び非常召集)

第50条 第14条第1項から第3項までの規定は、震災警戒警防態勢に係る要員の確保及び非常召集について準用する。

(震災警戒警防態勢発令時の措置)

第51条 局本部長等は、震災警戒警防態勢の発令時には、震災に即応することができる態勢を確保するとともに、別に定める震災警戒活動を実施するものとする。

(広報活動)

第52条 震災警戒警防態勢における住民等に対する広報活動は、第35条の規定を準用する。

(調査及び記録)

第53条 局本部長等は、震災活動及び震災警戒活動（以下「震災活動等」という。）の状

況等について、必要な事項を調査し、及び記録するものとする。

(震災活動等の検討)

第54条 局長は、震災活動等を実施した場合において、必要があると認めるときは、検討会を開催し、当該検討会の結果に基づき、以後の震災活動等に資するよう必要な措置を講じるものとする。

(震災警防訓練の種別)

第55条 震災警防態勢を想定した訓練（以下「震災警防訓練」という。）の種別は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 非常召集訓練
- (2) 初動措置訓練
- (3) 部隊編成訓練
- (4) 情報収集訓練
- (5) 通信運用訓練
- (6) 震災警防本部運用訓練
- (7) その他局長又は署長が必要と認める訓練

(震災警防訓練の実施)

第56条 局長等は、震災警防訓練を訓練の種別ごと又は組み合わせて、計画的に実施し、職員に震災活動に必要な知識及び技能を習熟させるものとする。

(訓練の検討)

第57条 局長等は、震災警防訓練を実施したときは、訓練結果を検討し、以後の震災警防訓練及び震災活動に資するよう必要な措置を講じるものとする。

(補則)

第58条 この訓令において別に定めることとされている事項及びこの訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(消防局警防部警防計画課)